

記者発表（発表・資料配布）				
月／日 （曜日）	担当部署名	電話番号 （ダイヤルイン）	発表者名 （担当名）	その他 配布先
9 / 5 （月）	東播磨県民局 加古川土木事務所 管理第2課	(079)421-1101 内線510 (079) 421-9621	加古川土木事務所長 上田 英則 (管理第2課長小林和人)	—

## 令和4年度明石港東外港ふ頭用地等の暫定利用者の公募について

### 1 概要

明石港東外港地区では、本年11月に全国豊かな海づくり大会が開催された後、引き続き明石市中心市街地の南の拠点としてふさわしい新たなまちづくりを進めるための再開発事業が予定されています。

この再開発事業に向けた意識高揚と当地区における賑わいの創出による地域活性化を目的として、大会後から再開発事業が着手されるまでの間、ふ頭用地等の暫定的な利活用を図ることとし、利用者を公募します。

### 2 公募概要

- (1) 募集内容：再開発事業への意識高揚及び賑わいの創出による地域活性化に資する事業計画
- (2) 応募資格：事業計画に沿って安全かつ確実に事業を達成でき、ふ頭用地周辺の利用者との調整が可能な企業、団体（個人は不可）
- (3) 利用範囲：別紙に表示した範囲（陸域約15,000㎡、水域等約4,000㎡）
- (4) 利用期間：令和4年12月1日以降の許可日から令和6年3月31日まで  
※期間内に原状回復のこと
- (5) 利用料：事業計画の達成に必要な範囲において、原則として無料
- (6) 応募方法：明石港東外港ふ頭用地等暫定利用申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ令和4年9月22日（木）17時までに加古川土木事務所管理第2課に提出すること。ただし、様式3及び様式4については、令和4年9月9日（金）正午までに提出すること。（郵送の場合は、それぞれの期限必着）

### 3 選定方法

暫定利用者選定委員会を設置し、当該委員会が定めた選定基準に沿って事業計画を審査した後、暫定利用者を内定します。

内定者は港湾施設等使用（占有）許可申請を行い、再開発事業に支障のない範囲で許可を受けていただきます。

### 4 予定スケジュール

- (1) 募集期間：令和4年9月5日（月）～同年9月22日（木）
- (2) 内定時期：令和4年9月下旬
- (3) 利用開始：令和4年12月1日以降の許可日

### 5 その他

- (1) 募集要綱等は、加古川土木事務所管理第2課で配布するほか、東播磨県民局のホームページに掲載します。

([https://web.pref.hyogo.lg.jp/ehk10/r04\\_akashikou\\_zanteiriyou.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ehk10/r04_akashikou_zanteiriyou.html))

- (2) 申込・問合せ先：加古川土木事務所管理第2課 小林、濱本

TEL (079) 421-9621